

第4次富田林市男女共同参画計画(案)

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、少子高齢化が進むなか、女性が直面する困難を解消し、性別にとらわれない誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを推進していくことが、持続可能な社会を実現するための鍵となります。本市においては、平成9(1997)年の「富田林市女性行動計画ウィズプラン」の策定以降、市民のみならずとともに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進め、平成19(2007)年に第2次計画、平成29(2017)年には第3次計画を策定し、女性も男性も誰もが働きやすく生きやすい社会の実現をめざして施策を展開してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の増加・深刻化、女性の雇用環境や所得への影響、ケア労働(子育て・介護)の負担増大など、ジェンダーを起因とする課題が顕在化しました。また、本市が実施した直近の市民意識調査の分析結果からも、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在、各種ハラスメントやDV被害の孤立化といった課題が浮き彫りとなっています。

このような社会情勢の変化や市民の意識に対応し、国が新たに策定した「第6次男女共同参画基本計画」や、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」の趣旨を踏まえ、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」をはじめとする関連法令の改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」の制定などを反映させた、本市における次なる施策の指針として「第4次富田林市男女共同参画計画」を策定するものです。本計画に基づき、SDGsの推進とジェンダー平等の視点を取り入れながら、性別にかかわらずすべての人の人権を尊重し、誰もが生きやすく、自立して暮らせる社会の実現をめざします。

2. 策定の背景

(1)世界の動き

国際社会におけるジェンダー平等の実現に向けた取り組みは、昭和50(1975)年の「国際婦人年」を国際連合(以下、国連)が宣言したことを機に本格化しました。同年にメキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、昭和54(1979)年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下、女子差別撤廃条約)」の採択などへと発展してきました。

平成7(1995)年に北京で開催された第4回世界女性会議において、ジェンダー主流化を掲げた「北京宣言及び行動綱領」が採択されるなど、取り組みの強化が図られてきました。

平成27(2015)年の国連サミットでは「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、その17のゴールのひとつに「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う(ゴール5)」ことが明確に掲げられました。

近年では、LGBTQなど性的マイノリティに関する理解など、誰もが個人として尊重される多様な性のあり方への理解を広める動きが世界的に進んでいます。さらに、インターネットやSNS等の普及に伴う新たな形態の暴力の根絶も国際的な課題として認識されています。また国連では「女性・平和・安全保障(WPS)」の取り組みが進められ、災害や危機管理の分野においても女性の意思決定への参画やジェンダーの視点を取り入れた防災・復興の重要性が強調されています。

令和 6(2024)年には国連「未来サミット」において、ジェンダーを含む広範な課題を示す「未来のための協定」が採択されるなど、各国におけるジェンダー平等に向けた取り組みは加速しています。

(2)国・府の取り組み

【国の取り組み】

国においては、少子高齢化や人口減少に伴う社会構造の変化に直面するなか、誰もが性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる環境整備の必要性が一層高まっています。

世帯構成の面では、共働き世帯が主流となって久しく、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造は大きく変化しています。その一方で、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用の多さなど、構造的な要因を背景とした女性の貧困や複合的な困難が深刻な課題となっています。さらに、固定的な性別役割分担意識や長時間労働をはじめとする労働慣行が、男性の主体的な家庭参画を困難にし、男女双方のワーク・ライフ・バランスの実現を阻む要因となっています。

加えて、大規模災害の教訓から防災・復興における政策・方針決定過程への女性参画の重要性が再認識されているほか、SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、デートDV やプライベート画像の流出など、多様化・深刻化する女性に対する暴力への対応も強く求められています。

世界経済フォーラムが令和 7(2025)年に公表したジェンダー・ギャップ指数において、日本は 148 か国中 118 位と引き続き下位に低迷しており、国際水準のジェンダー平等を達成するための取り組みの強化が喫緊の課題となっています。

国は、昭和 60(1985)年の男女雇用機会均等法の制定を経て「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行して以降、社会のあらゆる分野において施策の充実や法整備を進めてきました。平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を制定し、令和 7(2025)年には同法の有効期限を 10 年間延長する法改正を行いました。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」(令和 6(2024)年4月施行)、「こども性暴力防止法」(令和8(2026)年12月施行)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」(令和 7(2025)年 12 月改正)など、被害者救済の枠組みを大きく強化しました。こうした社会情勢の変化を踏まえ、国は令和 8(2026)年 3 月に、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう取り組みを進める「第 6 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

【大阪府の取り組み】

大阪府においては、平成 14(2002)年に「大阪府男女共同参画推進条例」を施行し、国や世界の動きと連動した「おおさか男女共同参画プラン」に基づき、府民や事業者等と協働しながら施策を総合的かつ計画的に進めてきました。また、令和 7(2025)年に開催された大阪・関西万博では、ウーマンズパビリオンの発信やさまざまな催事を通じて、「ジェンダー平等」の重要性が国内外へ力強く発信されました。

こうした万博のレガシー(遺産)を継承し、最新の社会課題や国の第 6 次計画の趣旨を踏まえ、府は令和 8(2026)年 3 月に「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」を新たに策定しました。同プランでは、計画全体にわたる横断的視点として「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」を位置付けるとともに、「①男女共同参画に向けた取組の一層の推進」「②政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「③性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」「④多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備」という4つの重点目標を掲げ、オール大阪で取り組みを推進しています。